

# 民間建設工事の 発注者のみなさま

# 著しく短い工期の契約は 禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、**適正な工期設定を行う必要**があります。

## 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

## 工期に関する基準 (令和2年7月20日中央建設業審議会決定・令和6年3月27日改定)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

← 詳細



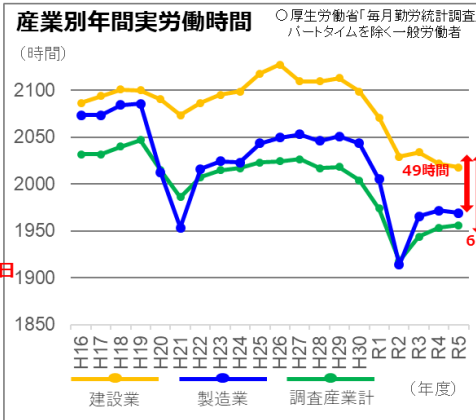
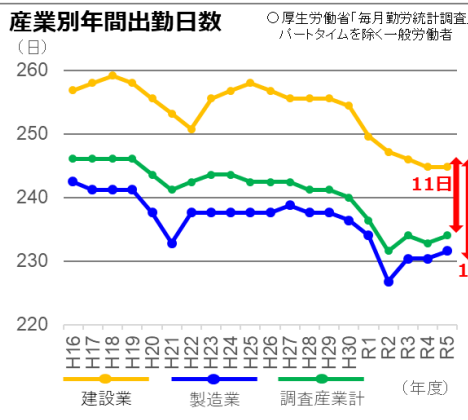
## 工期に影響を及ぼす事象を把握したら・・・

- ・地盤沈下、埋設物による土壌汚染
- ・騒音等の周辺への配慮すべき事象等



建設業者に対して、**必要な情報を提供する必要**があります。

## 【参考】建設業における働き方の現状

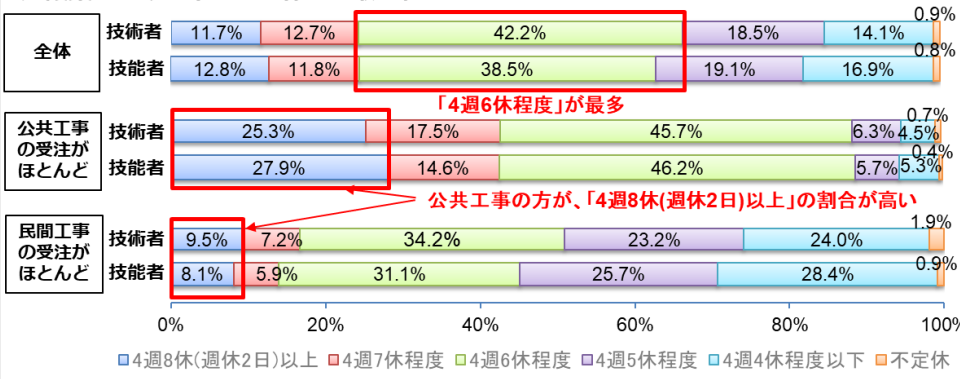


働き方改革にご協力  
下さい！

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

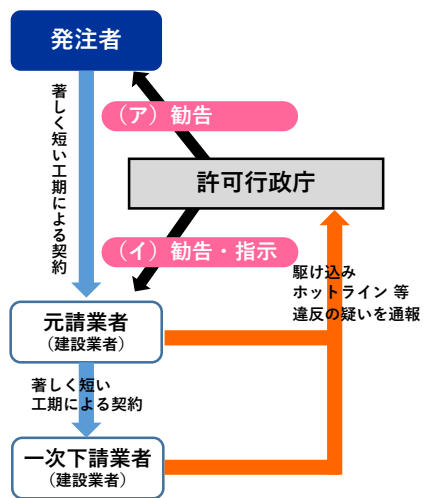
## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

# 「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は？



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合は、その旨を公表することができます。

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は勧告や指示処分を行うことができます。

## 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

[← 詳細 ↓](#)

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。



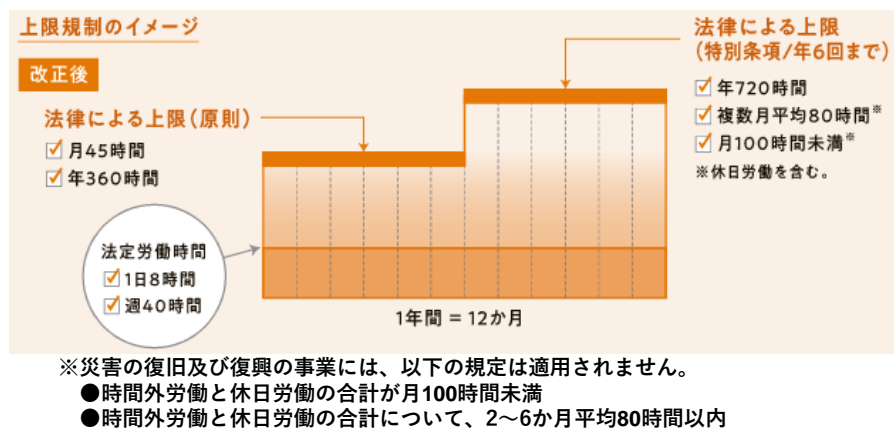
### 【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 発注者が、早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合

## 時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます (R6.4~)

労働基準法が改正され、R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



[↓ 詳細 ↓](#)



- **長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。**
- **建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。**